

## 審 査 基 準

平成19年11月27日作成

法 令 名 :	徳島県道路交通法施行細則
根 拠 条 項 :	第3条の2
処 分 の 概 要 :	通行禁止規制除外標章の再交付
原権者(委任先):	徳島県公安委員会
法 令 の 定 め :	徳島県道路交通法施行細則
審 査 基 準 :	
標 準 処 理 期 間 :	3日(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 :	徳島県道路交通法施行細則(昭和47年1月28日公安委員会規則第1号)第3条の2第1項第9号に掲げるものについては、警察本部交通規制課 徳島県道路交通法施行細則第3の2第1項第10号に掲げるものについては、警察本部交通規制課又は申請者の住所地を管轄する警察署交通課
問 い 合 わ せ 先 :	徳島県警察本部交通部交通規制課規制第一係 (088-622-3101 内線5173) 警察署交通課
備 考 :	